

報告書

日本環境法律家連盟 御中

JELF 審査委員会は「公益財団法人 日本野鳥の会」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄付、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

2016年7月20日

JELF 適格審査委員会委員長

弁護士 籠 橋 隆



【委員会の構成】

弁護士 籠橋 隆明

弁護士 池田 直樹

弁護士 島 昭宏

弁護士 寺田 伸子

弁護士 吉田 理人

弁護士 小島 寛司

【公益財団法人日本野鳥の会調査担当弁護士】

弁護士 籠橋 隆明

弁護士 小島 寛司

弁護士 寺田 伸子

第1 調査の目的と審査の基準

1 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄付文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民のみなさんも寄付という社会貢献があることに気付かないままでいることも少なくない。そこで、JELF では寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクト「みどりの遺言」を実施している。弁護士という専門化の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄付ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応じて報告内容を充実させていく予定である。

2 推薦の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスに関わる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の

内外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのように保護活動を続けていくかが検討され、それにあった組織が形成されている。従って、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的なあり方は多様であると言つてよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動への依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言っても会社などのように統制がとれた上下関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にあるとの場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かって最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されてはならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELFでは環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわたっても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは問うプロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたって実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者からなど感謝の手紙があるかなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断していく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不斷に検討されているかといった組織のあり方も成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要な課題であることは言うまでもない。

[ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

- (1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック
- (2) 監査および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）
- (3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価

[社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]

- (1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？
- (2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）
- (3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？
- (4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？
- (5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？
- (6) これまでの実績と今後も実績を残していくか？

第2 審査の過程及び組織の概要など

1 調査実施の状況

以上の視点から調査担当弁護士は2016年6月6日、日本野鳥の会財団（以下「本財団」という）事務局（東京都品川区西五反田3丁目9番23号 丸和ビル）に訪問し、同事務所総務室長・奥田 秋穂氏、同室長代理・五十嵐 真氏ら4名と面談した上で、事業報告書、事業計画書、財務諸表、活動にかかる各種報告書、研究論文、機関誌、活動レポート、ウェブサイトなどを閲覧した上で、聞き取り調査などを行った。

2 日本野鳥の会の沿革

日本野鳥の会の沿革は次の通りである。

1934年に僧侶で詩人・歌人でもあった中西悟堂によって、「野の鳥は野に」の哲学のもと創立された。戦争中活動が中断するも、戦後も活動が続けられた。1952年にはカスミ網復活と狩猟増加の流れに対抗すべく国会に請願・陳情し、1963年鳥獣保護法の立法化に向けた活動を進め、狩猟法から鳥獣保護法へ改正を実現した。

1970年には財団法人化が実現し、会員約2,500名、39支部にて発足した。その後様々な野鳥の調査研究を進めると共に、探鳥会などを通じて市民と野鳥、自然との親しむ活動を続けてきた。

1981年には会員数1万名となり、北海道ウトナイ湖に日本野鳥の会直営の日本初のサンクチュアリがオープンした。出版活動も活発に進められ、1982年には野外図鑑の決定版『フィールドガイド日本の野鳥』を刊行し、アマチュア研究者のための研究論文誌『Strix』も刊行されている。

1987年には根室市の湿原約7haを寄付で買い取り「持田野鳥保護区」を設置し、絶滅危惧種タンチョウを保護する拠点として、北海道鶴居村に「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」を設置している。

2005年には滋賀支部が設立され、全都道府県に支部が揃い、支部数90となった。2007年には野鳥保護区の総面積が2千haを超え、アニメーション映画『白いファンタジア』を制作、発表するなどしている。

近年は、絶滅危惧種であるシマフクロウやカンムリウミスズメの保護活動や、ツバメをはじめ身近な野鳥を守る事業に力を注いでいる。

2011年に国の公益法人制度改革に伴い公益財団法人化されている。

3 組織の状況

(1) 組織の目的

定款3条に記載された本財団の目的は次の通り。

「この法人は、自然にあるがままの野鳥に接して楽しむ機会を設け、また野鳥に関する科学的な知識及びその適正な保護思想を普及すると共に自然環境を保全し、国民の間に自然尊重の精神を培い、もって人間性豊かな社会の発展に資することを目的とする。」

(2) 機関

日本野鳥の会は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づく財団として組織が整備されている。同法に基づき評議員、評議員会、理事、理事会、監事及び会計監査人が設置されている。理事長が会を代表し、組織を統轄するが、日常業務を実施するための事務局が置かれ、特別な目的を実施するための委員会の設置が定められている。

(3) 財産

本財団は財団法人であることから、特定の財産を活動目的に利用することが義務づけられている。本財団定款によると、本財団の財産は基本財産とその他の財産に分けられ、基本財産は原則保持が義務づけられている。

(4) 会員及び連携団体

定款第12章では会員及び連携団体と記載され、さらに「ブロック」とされる地域区分が記載されている。「会員」は本財団の目的に参与する個人、法人によって構成されている。会員は会の意思決定に参画する権限はないことから、会の活動に参加、支援する者という位置づけである。本財団を支える会員・サポーター数は現在約5万3千人（2016年4月1日現在。会員35,822人、サポーター16,730人）である。会費を支払わなければ資格を失うというルールは厳格に運営されていることから、会員数は正味会員数である。

連携団体は主には支部を指している。従って、支部は本財団の下部機関ではなく、対等独立した組織となっている。連携団体は団体の名称に「日本野鳥の会」を利用する。その結果、法的に独立性は明確だが対外的には支部の活動が本財団の活動とみられる可能性が高い。支部の地域区分は「ブロック」と呼ばれ、全国は7つのブロックで構成される。提携団体とは覚書を締結し、本財団との関係が整理されている。

第3 法務・ガバナンス関係についての審査の結果

1 活動目的と財団法人という形式

(1) 定款では「国民の間に自然尊重の精神を培い、もって人間性豊かな社会の発展に資することを目的」に次の内容の活動を進めていくことになっている。

- ① 自然にあるがままの野鳥に接して楽しむ機会を設ける。
 - ② 野鳥に関する科学的な知識及びその適正な保護思想を普及する。
 - ③ 自然環境を保全する。
- (2) 前記、本財団設立の経緯からも、市民が「自然にあるがままの野鳥に接する」活動をしてきた人々が相互に交流して知識や関心を高めていく活動が目的に入る必然性がある。「自然にあるがまま」とは捕獲などされていない状態の野鳥の観察を意味しており、団体草創期から展開しているかすみ網の禁止運動や鳥獣保護法制定運動など、本財団が展開してきた様々な自然保護運動とも結びついている。また、「自然にあるがまま」「接する」あるいは「自然環境を保全」するためには科学的知識は不可欠で有ることから、上記の①から③は密接に結びついた目的と言える。
- (3) こうした目的を実現するために、本財団は「財団」という法形式を選択している。「財団」は特定の目的実現するために財産を使用するために法人格が与えられた団体である。そのため、団体の活動目的は設立時に固定され、歴史的な変化はあるものの設立時のアイデンティティが維持される設計になっている。その点が構成員の総意の変遷と共に団体の正確も変遷する社団法人とは異なる。本財団が多くの寄付などで成り立っていることを考えれば「財団」という法形式は妥当であると言える。また、本財団の会員・サポーターは全国5万3千名となっていることから、仮に会員に何らかの意思決定権を与えるとなると組織運営の労力は莫大なものとなってしまう。この点からも財団法人という組織の選択は妥当性を持つ。
- (4) しかしながら、各地にある野鳥観察グループや野鳥生息域の保護運動が連合していくといった歴史的経緯から各地域連携団体の独立性は明確であるし、一方で「支部」と名のつくことに因る「従属感」との意識のギャップからくる本財団の運営の難しさがある。また、一口に野鳥の会の会員と言っても、本財団に所属する者、連携団体に所属する者、その双方に所属する者と多様に存在することから会員管理の難しさをかかえることになる。
- また、一般的には「会員」というのは構成員を示すことから、意思決定権限のない「会員」というのは言葉の上でギャップがあると感じる可能性がある。ここにも本財団の組織設計から必然的に生まれる運営上の難しさがある。また、支部が独立の団体であるにもかかわらず「日本野鳥の会」という名称を利用できることから支部の活動が本団体の活動とみられてしまう可能性が高く、法的にはともかく実際上は責任を負う立場に立たざるを得ない関係になっている点も本財団の組織設計上の難しさを示すことになる。
- これらは当然組織運営の難しさとなって現れる。

2 組織運営

(1) 財団法人の特徴と検討事項

財団法人の特徴は、法律上は構成員が存在しないため、評議員会、理事会、監事及び会計監査人が適正に機能しているかどうか、とりわけ人選が適正に機能してい

るかが問題とされなければならない。

(2) 評議員会

ア 評議員会の位置づけ

本財団では後述の理事会とは別に評議員会が設けられている。評議員会の議決事項は①理事、監事及び会計監査人の選任及び解任、②理事及び監事の報酬等の額、③定款の変更、④公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分、⑤公益目的事業の全部の廃止、その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項と限定されている（定款 18 条）。

イ 評議員資格は親族関係、評議員間の使用関係などについての制限を規約上設けている。公務員なども評議員になることができるがその数が 3 分の 1 以下になるよう制限している（定款 14 条）。この制限は本財団が国、自治体も含めて特定の団体に従属しないようにするための工夫である。なお、評議員は無報酬とされており（定款 16 条）、他より独立して団体の利益のために意思する上では重要である。

ウ 評議員は現在 8 名である。評議員長は俳優の柳生博氏が就任している。評議員のうち 3 名が地域の野鳥の会の幹部である。本財団は各支部との連携はきわめて重要であることからこうした経歴の評議員は必要であると考えられる。

残り 5 名は俳優（会長）、三菱 UFJ 信託銀行株式会社最高顧問、元大学教授、一般社団法人霞会館理事長、早稲田環境塾塾長と構成されている。外部の有識者を評議員とすることは団体に対する社会的信用を獲得するばかりでなく、団体の目的実現に向けて公平かつ客観的に審査されるという点でも意味あるものと考えられる。

エ 評議員会は理事会の決議により理事長が招集する（定款 20 条）。定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要に応じて臨時評議員会が実施される（定款 19 条）。評議員会では議事録が作成される（定款 24 条）。今回の調査ではこれらは適正に行われていた。

オ 理事会は日常業務について決定権を持っているのに対し、評議員会はそのような権限はない。評議員会の役割は財団の根幹にかかわる事項について決定権を持つことにより、理事会の適正を担保するためのものである。従って、日常的にはそれほど重要な役割を果たすわけではない。しかし、本財団理事会が機能不全に陥り、あるいは不適切な運営を行った場合には理事を解任することにより是正することになる。また、基本財産の処分や定款の変更という組織の根本問題にかかわる事項について第三者的に監視されることは組織の適正を維持する上で重要である。

(3) 理事会

ア 理事会及び監事を合わせて「役員」となっている（定款 26 条）。理事長及び副理事長は本財団を代表する。理事長には日本野鳥の会島根県支部支部長佐藤仁志氏が就任している。地方の野鳥の会によって支えられている組織構造からすれば、野鳥の会の地域組織の代表者が就任することは本財団にとって望ましいものと言える。

理事 2 名が常務理事に就任し、業務執行理事になっている（定款 26 条 2 項 3 号、同 27 条 4 項）。組織の大きさから言って業務執行担当理事が複数は必要と考えられる。一般理事が 4 名、監事 2 名となっている。

理事相互の関係は近縁者、使用人などの関係がないよう定款で定められており、他の特定のグループ、団体によって財団運営が干渉されないよう配慮されている。

イ 理事会は、定例理事会として年 4 回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会として開催する（定款 39 条）。実際には 4 回から 5 回ほど開催されている。年数回の理事会だけで日常業務を統制することは困難であると考えられ、実際に常勤となっている常務理事らによって日常業務が統制されていると考えられる。理事会の結果について議事録が作成されている（定款 44 条）。

この点、重要なのが実際に実務を担う事務局と理事会との連携が適切に図られているかが重要な課題となる。これは組織のガバナンスにかかわる重要な問題であるが、現在本財団では常務理事のうちの 1 名が事務局長の役割を兼任しており、常勤の理事が直接事務局を統制する形がとられている。

ウ 監事・会計監査人

監事は業務が適正に執行されているか監督するものであり、監査報告書を作成する（定款 29 条 1 項）。監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる（同条 2 項）。監査報告書は形式的な監査に終わらず、業務にかかわる補足説明書が作成されるなど、実質的に行われている。

会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する（定款 30 条）。財産をもって法人とするという財団という性格上会計監査報告書の位置づけは他の種類の団体に比して特に重要な意義を持つ。

会計監査人は公認会計士、税理士の資格があるものが任命されている。作成された財務諸表についても適正に行われていると考えられる。また、内閣総理大臣より「公益財団法人」の認定（平成 23 年 3 月 25 日認定、同 4 月 1 日法人登記）を受けており、ほぼ 3 年に 1 度の割合で内閣府による立ち入り調査が行われており、政府による監督が及んでいることから財務諸表などの会計書類は適切であると考えられる。

3 支部・会員

(1) 本財団には法的な意思決定権はないものの、実質的には会員によって本財団の活動や財政が支えられている。また、会員の多くは地方の支部に所属していることから、日本野鳥の会という名称は支部の連合体のような側面を持つ。また、支部での活動自体が本財団の目的実現の重要な要素であることも見逃せない。そのため、財団という法人組織とは言っても、一定の範囲で会内の民主的要素は必要不可欠となる。そこでは評議員会、理事会によって運営が決められるという財団の法形式との緊張関係が必然的に生み出される構造になっている。

(2) 連携団体

支部は定款上連携団体とされ、本財団とは独立した組織である。全国 7 ブロック、90 支部に分かれており、必ずしも各都道府県に 1 支部という対応関係ではない。たとえば東京都の場合、谷津干潟、東京港野鳥公園、明治神宮と様々なエリアで会員が集まり探鳥会が実施されている。

全国に支部を持ち、さまざまなエリアで探鳥会が実施されている実情は「自然にあるがままの野鳥に接して楽しむ機会を設ける」という本財団の目的がこうした連携団体によって支えられていることを示している。

本財団と連携団体との関係は非常に重要なものであるが、各連携団体は県単位、ブロック単位でそれぞれ交流している。それぞれの連携団体は「日本野鳥の会」という名称を用いことができ、本財団のロゴを利用できる。各団体と本財団は目的を同じくすることを確認して協定しており、共通の意識を持って活動するものとしている。

それゆえ、財団という組織形態とは言え本財団は常に地域と協調して活動することが心がけられている。本財団は様々な活動を展開しているが、支部との協調無くして動くことは無いとしている。このような活動方針は前記緊張関係の中で組織を維持し、発展させていく上で非常に重要な原則であると思われる。

(3) 会員

会員は本財団のみ所属する会員、連携団体のみ所属する会員、双方に入っている会員と 3 種類に分けられる。どの種類の会員であれ本財団に帰属しており、本財団が名簿を整備、会費の納入状況など会員を一括して管理している。連携団体が独立した団体であるとは言え、その構成員は本財団の会員でもあり、さらに「支部」の名称がつく以上は対外的には野鳥の会の一部とみられる。一方で、各支部の組織管理をサポートすることで支部活動の円滑化が図られると考えられる。

いかなるタイプの会員からのクレームであっても、本財団は誠実に対応し、各支部、連携団体と文字通り連携をはかりつつ処理しているという。クレームについては対応表を整備し、記録化している。

(4) 以上の通り、本財団は日常業務を行う上で、財団という組織形態をとっている。

しかし、一方で実体として社団的な性格も持ち合わせているため、常に全会員、全支部の総意を配慮した上での活動が適切に行われている。これは本財団設立以来の長い歴史の中で会員、支部と評議員会、理事会、事務局といった本財団の機関などが共通の価値観を築きあげてきた結果であると言える。

4 情報管理

- (1) 本財団は 5 万 3 千人の会員・サポーターを擁するとともに、多くの寄付を受けていることから膨大な個人情報を保持することになる。個人情報保護法は 5000 人を超える個人情報を事業活動に利用する事業者に対して適用される。個人情報取扱事業者は、利用目的の特定・通知、安全管理措置、個人情報の第三者提供に当たって原則本人に同意をとるなどの義務を負う。
- (2) この点、定款 60 条 1 項では「この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。」とあり、情報管理の徹底をうたっている。情報管理に

関する事項は理事会の決議事項となっており（同条2項）、理事会の責任において管理が行われることになる。

本財団では「個人情報は厳重に管理・保護の上、その取扱につきましては、法令その他の規範を遵守いたします。」と宣言し、プライバシーポリシーを定めている。また、個人情報保護規程が設定され（平成23年4月1日施行）、事務局長を管理責任者とする管理方法が具体的に定められている。これらはいずれも個人情報保護法に沿ったものとなっている。

（3） 実際、本財団事務局にはセキュリティールームが設けられ特定の職員のみがアクセスできるようになっている。情報管理に関わる教育も行われており、就業規則において秘密保持義務が定められ、秘密の漏洩は懲戒事由となっている。

これらの管理体制は個人情報取扱事業者が原則的に行っているシステムであり、適切に管理していると言える。

5 情報開示

（1） 本財団にとって情報開示は次の点で重要な意味を持っていると考えられる。

- ① 会員、支部との連携の確保
- ② 会費、寄付に対する成果を明らかにする。
- ③ 公益的団体としての透明性を確保し、会運営の適正さを担保し、社会からの信頼を獲得する。
- ④ 会費、寄付に対する成果を関係者に明らかにすると共に、その成果を社会的に還元し公益目的を実現する。
- ⑤ 会の活動を宣伝し社会的な認知を高める。

（2） 事業活動報告など

事業活動報告、予算、決算などはウェブサイトに掲載されている。

事業活動については、事業分野が分類されており、それぞれに当該年度に実施された活動内容が報告されている。営利事業であれば「利潤」との関係で事業活動の効果が記載されるところであるが、本財団のような公益団体の場合、成果の基準が社会貢献の程度にあるため評価が難しい面がある。この点は行なった活動が正確に記載され、会員、その他的一般市民が閲覧できることが望ましく、ウェブサイトの掲載内容はそれを満たしていると考えられる。

（3） 情報公開については定款59条にて「この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。」と定め、H.P、会誌「野鳥」発行ほか、各種出版物を通じて実施されている。

ア ウェブサイト

本財団のウェブサイトは組織に関わる情報、活動に関わる情報、支援の求めに関わる情報、販売など事業活動に関わる情報の4つに分けられて構成されている。組織情報は定款をはじめとした事業活動報告、財務状況などが公表されている。

活動にかかわる情報については自然保護、普及教育、サンクチュアリに分けて報告されており、活動内容が網羅されている。

支援にかかっては入会、寄付、広告・協賛と分けられており、多様なファンドレイジングが示されている。

イ 会誌

『野鳥』誌は、日本野鳥の会の会員向け（支部型会員をのぞく）月刊誌である。日本野鳥の会の活動を伝達する他にも、美しいカラー写真や第一線の研究者の記事などで、野鳥と自然の世界のすばらしさや自然保護の最新情報を紹介している。

ウ 出版物

『Toriino（トリーノ）』は、人と自然が共にあることの大切さを写真と文章で伝えるビジュアル系フリーマガジンである。全国の主要な「道の駅」などで配布され、自由に入手できる。季刊誌で3月、6月、9月、12月の年4回発行となっている。紙面は「日本の自然美」「ノスタルジー」「旅」「アニマル」「エッセイ」「野鳥保護レポート」で構成されており、本財団の目的実現の役割を果たしている。

環境の保全は少しでも多くの人々にその価値を伝えることであることから、こうした出版物は有効であるし、欧米の多くの環境保護団体もこうした「美しさ」を伝えることで共感を拡大している。

このほかにも本財団は様々な広報、教育活動を実施している。

第4 財務・会計・労務関係についての審査結果

1 財務・会計について

財務、会計問題については当審査委員会は専門外なので特に審査していない。但し、本財団が定款上会計監査人を設置し、公認会計士、税理士の資格があるものが任命されていること、内閣総理大臣より「公益財団法人」に認定され、立ち入り調査が行われていることなどから財務諸表などの会計書類は適切であると考えられる。

ところで、定款5条によると本財団の財産は基本財産とそれ以外の財産に分けられている。基本財産は財団存立の根幹にかかる財産で有り、その処分は厳しい制約を受ける。本財団の場合「それ以外の財産」についても、厳格な管理が必要であることは言うまでも無い。特にサンクチュアリなど自然生態系保全のために保有されている施設、土地などの財産については財産の性質からして処分は予定されていない。また、特定の事業目的のために寄付された財産は条件を付されていることから条件を逸脱した利用をすることは許されない。

この点、こうした特別な財産については公益目的保有財産として分類され、使途を限定し、使用、処分などする場合については理事会の決議によって審査される。貸借対照表ではこうした保護区、あるいは使途を定められた寄付は特定資産として固定資産に分類されている。

2 労務問題、労働者教育などについて

本財団には就業規則などは整備されている。労働組合も存在している。

職員は正社員39名、嘱託職員27名、準嘱託職員6名、パート職員45名（2016年4月1日時点）に分けられている。赴任地も財団事務局所在地で勤務する者、サンクチ

ュアリなど地域で活動するために赴任する者とある。新入職員については初任者研修が実施される。本部職員に対しては現場の重要性を理解するために現場研修が行われているほか、組織的な研修も実施されている。

第5 活動実績と事業の持続性

1 これまでの活動実績は次の通り分けられている。

(1) 自然保護

① 野鳥生息地の保全

野鳥の暮らしを大きくおびやかす生息地の破壊を防ぎ、重要な生息地を守る活動。

② 野鳥保護区

恒久的に野鳥とその生息地を保護していくエリアであり、日本野鳥の会では1986年から「野鳥保護区」を拡大している。

③ 絶滅危惧種の保護

絶滅のおそれのある野鳥を守り、回復させる活動。

④ 保全のための調査・研究

野鳥を守るために基礎となるデータを集め分析する活動。

⑤ 密猟や違法販売の防止

野鳥の密猟、違法販売、外国からの輸入をなくすための活動。

⑥ 法制度の改善

自然保護の基礎となる法律や政策の改善を提言する。

⑦ 野鳥と人とのあづれきの解消

人の暮らしとの間であづれきが生じている野鳥との共存の方策を探る。

⑧ 野鳥と感染症

鳥インフルエンザなど野鳥の感染症についての情報を掲載している。

⑨ 出版・発行物

自然保護に役立つ出版

(2) 普及教育

① こども向けの取り組み

ピングゲームやまちがいさがし、ゲーム感覚でバードウォッチングを楽しめる子ども向けワークブックなどをプレゼントしている。

② 講師の派遣

バードウォッチングの楽しみ方から持続可能な地球環境まで、幅広いテーマでの講演や自然体験活動に経験豊かな講師を派遣している。

③ 企画監修、観察用具、パネル貸出など

野鳥に関する書籍、映像などの企画や監修、双眼鏡など観察用具などの貸し出しを行っている。

④ ティーチャーズガイドの発行

学校での「総合的な学習時間」など環境教育活動において、指導者が参考に出来るプログラムをまとめた冊子を発行し、各地で指導者向けの講習会を開催している。

⑤ 野鳥の子育て応援（ヒナを拾わないで）キャンペーン

地面に落ちた野鳥の巣立ちビナを見つけたときの、正しい対応方法の普及を目的に、ポスター配布キャンペーンを実施している。

⑥ レンジャーの養成

レンジャーとは、サンクチュアリに常駐する自然保護のプロフェッショナル。当会は、全国に約 30 名のレンジャーを配置している。

⑦ Toriino（トリーノ）発行

『Toriino』（トリーノ）は、自然をテーマにしたビジュアルフリーマガジンである。特に 50~60 歳代を対象に自然のすばらしさや大きさを次の世代に伝えることをコンセプトに 2006 年 12 月創刊。

⑧ BIRD FAN

「バードファン」は野鳥を楽しむインターネットのポータルサイト。2007 年 2 月に開設。

(3) サンクチュアリ

① 野鳥をはじめとした生き物たちの生息地の保全を目的とした場所をサンクチュアリと名付け保全している。必ずしも人を排除するのではなく、訪れた者がそこの自然を直接体験する場所としても位置づけられている。

② 本財団では現在 8 力所のサンクチュアリを管理している。各サンクチュアリにはネイチャーセンターが設けられ自然を直接体験できるよう工夫されている。

■ 所有し管理するもの（2 力所）

■ 環境省、自治体などから管理の委託を受けているもの（6 力所）

③ IBA 基準生息地（重要野鳥生息地）の保全。IBA（Important Bird Areas）重要野鳥生息地プログラムは、国際的な鳥類保護組織である BirdLife International が、世界 100ヶ国以上の加盟団体と共同実施している事業である。

2 成果の指標について

(1) 環境保護団体のような公益的性格を有する団体の活動については、成果は公益に対するものであるため、金銭的評価することは困難であるのが通常である。しかしながら、会費、寄付は当該団体が成果を上げることを期待して実施されるものであるから、成果が何らかの指標によって判断される必要がある。たとえば、次のものが考えられるのではないかだろうか。

- ① 会員の数、寄付金の金額
- ② 当該事業が動員した人数
- ③ 会員からの感謝の手紙、言葉
- ④ サンクチュアリ・保護区の設定や範囲の拡大、法的規制の実現、開発の中止といった成果物
- ⑤ 学会での発表、学術論文提出や出版の状況
- ⑥ 専門家による評価
- ⑦ メディアの反応
- ⑧ 国、自治体など公共的存在による評価

こうした指標はプロジェクト毎に違うことになり、本財団が多様に展開する様

々な事業について検証可能な指標を明確にする作業が必要となる。会員数、寄付金額は評価しやすい指標と言える。法制度などについても制度改善のレベル、すなわち到達点となお改善する必要のある領域を分けて評価することは可能である。

また、欧米など諸外国の到達点との比較や国連などの国際的な標準からみた判断も成果の客観的評価につながることになる。

こうした作業については本団体もかなりの程度進められているが、今後の課題として、さらなる客観的評価システムを追求されることが望ましい。

(2) 成果と資金との関係

どのような団体であっても活動は「利益」の範囲でしかできない。営利企業の場合、成果は利益によって図られる。特定の商品が成功するかどうかは特定の商品によって利益が生じたかを判断すれば良い。

しかしながら、公益団体の場合、社会成果という成果と会員の拡大、寄付の増大といった利益とは必ずしも対応関係はない。この点が公益団体の難しい面である。しかしながら、入会行動、寄付行動には必ず動機があるため、その動機について分析は可能だろうし、その分析から判断して社会貢献という成果との関連性を解明することは不可能なことではないように思われるし、現に進めていると思われる。

本財団の場合、探鳥会などのような地域活動、特定の保護活動に伴う支持者の拡大、会員の活動がサンクチュアリや保護区、法制度の改善など各会員の支持が野鳥の生息区域の改善、拡大に直接結びつくという社会成果と会員個人の意識の関係性の強化など会の歴史的過程で獲得してきた成果をより科学的に分析し、マネジメントあり方をさらに明確にしていく有用性は高いと思われる。

第6 結論

以上、当委員会は「ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み」「社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点」という大きな二つの観点から本財団を評価し、いずれにおいても優れた内容を持ち、当該団体への寄付は大きな社会貢献になると判断する。

以上